令和５年度事業報告

令和５年度は、令和５年５月に新型コロナウイルスが第５類に分類されたことから、ようやくコロナ禍前の日常生活が戻りつつある中で、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター事業の一層の定着化を図るため、広報啓発活動並びに暴力排除活動促進のための不当要求防止責任者講習等を重点とした推進事業の充実に努め、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活性化を図った。

１　広報啓発事業（第１号事業）

⑴　各種広報資料の作成配布

不当要求防止責任者講習・一般暴排講習の受講者、職域暴排組織協議会会員、賛助会員等に対し、暴力追放運動に対する理解を深め、その活動を活発化させるため、以下の広報資料を作成あるいは購入し、配布した。

○　会報「暴追やまぐち」№６２・６３	３，０００部
○　山口県の暴力団情勢（２０２３年版）	２，２００部
○　不当要求防止責任者教本	１，４００部
○　暴力団情勢と対策	１，２００部
○　パンフレット「２７の禁止行為」	２，０００部
○　チラシ「不当要求初期対応の基本」	２，０００部
○　チラシ「賛助会員募集」	２，０００部
○　チラシ「少年を暴力団から守るために」	４０，０００部
○　第３１回県民大会プログラム	４００部
	計　５４，２００部

○　ステッカー「責任者選任事業所之証」	１，４００枚
○　暴排ポスター	１，５００枚
○　標語入り（闇バイト詐欺加担）ポスター	２，０００枚
○　暴排カレンダー（２０２４年版）	１，５００枚
○　県大会用のし掛けタオル	５００枚
○　「三ない運動＋１」標語付ポケットティッシュ	５，０００個
	計　１１，９００枚

⑵　暴力追放県民大会の実施

令和５年１０月２５日、第３１回暴力追放県民大会を、山口県、柳井地区暴追協議会、県警察とともに、柳井市内の「サンビームやない」において、共同開催した。

山口県副知事、山口地方検察庁検事正、柳井市長をはじめ、県民約３００名が参加し、大会宣言を採択したほか、県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員杉村憲昭弁護士による特別講演、アトラクションとして警察音楽隊によるミニコンサートを催し、県民の暴排気運を盛り上げた。

⑶　デジタルサイネージ広告の実施

令和５年度から新規事業として、山口中央郵便局及び下関中央郵便局の待合室に設置されている大型テレビモニターを利用した「デジタルサイネージ広告」を開始した。

両郵便局の来訪者は１日当たり延べ約９００名、年間延べ２８万５，０００名と多く、不特定多数の人が来訪する郵便局において、視覚に訴えた広報は、県民に幅広く暴排意識を浸透させる観点からも、効果が非常に高いものと認められ、令和６年度も事業を継続することとしている。

⑷　路線バスの車内放送を利用した暴排広報の実施

令和５年度も、令和４年度からの継続事業として、山口県内の主要都市で路線を持つ防長交通の路線バスの車内放送を利用した、年間延べ２６万回の暴排広報を実施し、県民に対する相応の広報効果が得られたものと認められるが、路線バスの減便や利用者の減少等、費用対効果の観点から、令和６年９月末の契約満了時で終了することとしている。

⑸　ホームページ、ＦＡＸネットによる情報提供

暴追センターホームページについては、県民により親しみやすく分かりやすいように内容をリニューアルしており、

会報「暴追やまぐち」

山口県暴力追放運動推進センターの責任者講習日程表

等を、その都度更新しタイムリーな素材提供を行った。

ＦＡＸネットについては、情報紙「暴追センターだより」

№１７２　「不当要求防止責任者講習」日程

№１７３　第３１回山口県暴力追放県民大会

の情報発信を、個人・法人会員等約４００か所に行った。

⑹　視聴覚教材の整備と貸出し

性能向上型講習用プロジェクター等の資器材を活用し、不当要求防止責任者講習及び一般暴排講習において質の高い講習に努めた。

また、暴排啓発ＤＶＤは１７タイトルを保有し、令和５年度は、延べ１１団

体に対して貸与し、暴排研修資料として活用出来るように支援した。

２　組織活動支援事業（第２号、第６号、第８号、第９号事業）

⑴　地区暴力追放運動協議会に対する支援

ア　県及び各地区暴追協議会との連携強化

県主催の山口県暴力追放運動協議会については、長引くコロナ禍により、令和２年度以降、面前での開催が見送られてきたが、令和５年５月に第５類に分類されたことを受け、同年９月５日、県主催の同協議会に出席したほか、１１月９日、長門地区暴力追放運動協議会総会に出席するなど、県及び各市町の地区協議会との情報共有及び連携強化を図った。

イ　暴力団排除活動に対する支援金の支給

各地域における暴排活動を支援するため、岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門、萩の８地区協議会に、事業助成のための支援金の交付と、各種資料の提供等を行った。

⑵　公共工事関連暴力団排除組織に対する支援

公共工事関連暴力団排除組織については、令和５年度は１組織が新たに設立され４協議会となり、令和５年１１月１７日には、新規設立の「中津江排水池整備事業労働災害防止及び暴力追放協議会総会」が開催されたので出席し、暴力団排除に対する意識高揚に努めた。

他の協議会については、コロナ禍の影響もあり、下記の３議会の総会のうち、２協議会がみなし決議、１協議会が関係者のみで総会が開催された。

開　催　日	協　議　会　名
令和５年４月上旬 （みなし決議）	錦川総合開発事業（平瀬ダム）安全対策及び暴力追放協議会
令和５年６月上旬 （みなし決議）	一般国道４９０号（絵堂萩道路）労働災害防止及び暴力追放協議会総会
令和６年２月２６日 （関係者のみ）	小郡萩道路改良工事労働安全災害防止及び暴力追放協議会総会

⑶　企業暴排組織に対する支援

山口県企業防衛対策協議会、生保警察連絡協議会、損保警察連絡協議会、証券警察連絡協議会、銀行警察連絡協議会等の県内組織の総会等に出席し、暴排活動に対する連携強化を図った。

⑷　自治会等住民団体に対する支援

ア　暴力追放住民運動の推進

令和５年７月７日、下関警察署彦島幹部交番において開催された、彦島地区暴力追放運動推進協議会・彦島地区自治連合会主催による、彦島地区暴力追放住民大会に出席し、地区住民の暴排意識の高揚を図ったが、終了後に予定されていた住民との合同暴排パレードは、荒天のため中止となった。

イ　暴力団事務所使用差止業務の推進

暴力団組事務所撤去に関する住民要望等なく、対応事案はなかった。

なお、将来の暴力団事務所の使用差止訴訟に係る裁判費用については、令和５年度末現在、財政調整積立金として６００万円を積立てている。

ウ　訴訟費用の貸付・見舞金の給付

訴訟費用の貸付はなかった。

また、暴力団員による傷害事件の被害者に対する見舞金の支給についても、対象事件がなく支給しなかった。

３　暴力追放相談事業（第３号事業）

⑴　暴力追放相談

令和５度の相談件数は９５件で、前年に比べ３４件増加した。

相談件数は、昨年５月にコロナウイルスが第５類に分類され、規制が大幅に緩和され、人、物の流れが活発になって来たことを反映してか、前年対比で大幅に増加した。

なお、相談内容は、金融機関からの個人照会、いわゆる暴力団属性照会が大半を占め、経済取引からの暴力団排除の一手段としての機能を含む事業となった。

⑵　暴力追放相談活動の体制

刑事、民事を問わず様々な相談に対応すべく、暴追センター職員３名及び相談委員に委嘱している弁護士２名、保護司２名、少年指導委員１名の計８名の相談体制をとっており、適宜、相談員相互の情報共有と連携強化を図ったほか、全国センター主催の相談員研修にも職員を派遣して、相談業務の知識・技能の向上に努めた。

なお、令和５年度中、事件に結びつく相談の受理はなかった。

⑶　民事介入暴力被害者救済センターとの連携

令和５年７月２１日に開催された第９４回民事介入暴力対策富山大会及び同年１１月１７日に開催された第９５回民事介入暴力対策山梨大会については、山口県弁護士会館のサテライト会場からリモート参加し視聴した。

また、令和５年１０月１３日に山口県弁護士会館において開催された民事介入暴力被害者救済センター、警察、暴追センターの三者連携の場である民暴研究会に参加する等、民暴弁護士との情報共有、連携強化を図った。

４　不当要求防止責任者講習事業（第７号事業）

公安委員会からの委託を受け、事業者から選任された不当要求防止責任者を対象にロール・プレイングや民暴弁護士による講演を取り入れた講習を例年実施してきた。

令和５年度は、令和５年５月に新型コロナウイルスが第５類に分類され、規制が大幅に緩和されたものの、同ウイルスの根絶には至っていないことから、感染拡大防止には引き続き、最大限の配意をした上で開催した。

令和５年度は、３年に１回の宅建業と各種業を対象とした責任者講習を実施し、合計４０回開催し、１，２８３名が受講した。（一般講習、２回、約３０名）

５　暴力団からの離脱、就労支援（第５号事業）

警察・職安・協賛企業（令和５年度末２２社）等と連携を図り、暴力団員の組織からの離脱促進と就労について支援活動を行った。

⑴　山口県暴力団員社会復帰対策協議会総会

山口県暴力団員社会復帰対策協議会については、令和６年２月２０日、県警察、職安及び保護更（矯）正機関並びに協賛企業等の参加を得て総会を開催し、情報共有を図った。

また、同総会の機会を利用し、警察本部組織犯罪対策課員が、協賛企業に対する就労支援対象者の口座開設支援の要件等に関する研修を実施した。

⑵　暴力団員の離脱

暴力団員の離脱については、令和５年度中、暴力団員からの離脱及び就労援助希望がなく、該当がなかった。

⑶　暴力団離脱者雇用給付金の支給

離脱支援と就労支援により、令和４年１月から稼働している元暴力団員を雇用している県内の協賛企業１社に対し、暴力団離脱者雇用給付金規程に基づき、令和５年５月１５日に雇用給付金３万円を支給した。

⑷　更生援助金の支給

離脱者に対する当面の生活資金の援助施策であるが、令和５年度中は支給実績はなかった。

６　少年に対する暴力団の影響を排除する事業の推進（第４号事業、第１０号事業）

少年の暴力団への加入強要防止対策を、暴力追放相談委員である少年指導委員とともに推進しているが、近年、SNS を利用した闇バイトの募集に安易に応じた少年犯罪の抑止対策が喫緊の課題となっている。

このため、少年に対して SNS に潜む罠等についての認識を深化させるため、令和５年度中に県内の全中学校・高校を対象に広報啓発用ポスターを配布したほか、中学校・高校計４校において、生徒、教職員計約１，３４０名に対して暴排教室を実施した。

実例を示しての講習を行うことで、生徒への警鐘を鳴らし、生徒、教員の暴排意識の高揚と浸透を図った。

また、令和５年度中、中学校・高校生等に特化した「少年を暴力団から守るために」と題する広報啓発用チラシ４万枚を作成し、県内の全中学生を対象に配布しているところであるが、令和６年度も同事業を継続して同チラシを全高校生にも配布することとしている。

７　その他の事業（第１１号事業）

⑴　暴力団追放モニター制度の活用

暴力団情報の提供と県民の要望を把握することを目的に、暴力団追放モニター５名を委嘱しているが、特異な情報はなかった。

⑵　表彰

暴力追放運動に寄与した個人・職域等を次のとおり表彰した。

ア　県内表彰

会長感謝状　～４団体

イ　中国ブロック表彰

管区警察局長・中国ブロック暴追センター会長連名表彰～２団体・１個人

⑶　調査研究

全国センター主催の各種会議に出席し暴力団情報を収集したほか、不当要求防止責任者講習の機会をとらえ、受講者１，２８３名を対象に暴力団関係者等反社会的勢力による不当要求の実態や、暴排対策上の意見、要望等についてアンケート調査を実施した。

⑷　賛助会員の募集

令和５年度中に９団体４個人の新規加入を得た。

※年度末会員数～２８６団体、３８個人

以　　上